

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第9号

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例

帯広市国民健康保険条例（平成3年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第10条第1項第1号中「100分の49」を「100分の48」に改め、同項第3号ア中「100分の19」を「100分の20」に改める。

第14条の2中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の5第1項第1号中「100分の49」を「100分の48」に改め、同項第3号ア中「100分の19」を「100分の20」に改める。

第14条の14第1項第1号中「100分の49」を「100分の48」に改め、同項第3号中「100分の19」を「100分の20」に改める。

第19条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第10条又は第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第14条の5又は第14条の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第10条又は第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を控除して得た額

- (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）
- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第14条の5又は第14条の8」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の帯広市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。